

「輸入穀類等検疫要綱」（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
（目的及び定義） 第1 植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号。以下「法」という。），同法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づく輸入穀類等の検疫を<u>斉一</u>，かつ，円滑に実施するため，この要綱を定める。 3 この要綱で「輸入」とは，本船からはしけ，機帆船，陸揚場等への卸下，又は内航船への<u>積替え</u>をいう。 〔新設〕 4 この要綱で「<u>検査</u>」とは，法第8条第1項又は第3項に規定された<u>検査</u>をいう。 〔新設〕 5 この要綱で，同一本船にばら積みで積載されている同一穀類等を2港以上の港に輸入する場合において，当該穀類等を最初に卸下する港を「先港」，2番目以降に卸下する港を「後港」	（目的及び定義） 第1 植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号。以下「法」という。），同法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づく輸入穀類等の検疫を<u>整一</u>，かつ，円滑に実施するため，この要綱を定める。 3 この要綱で「輸入」とは，本船からはしけ，機帆船，陸揚場等への卸下，又は内航船への<u>積替</u>をいう。

改 正 後	現 行
<u>といい、「一港検査方式」とは、先港を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官が、先港に卸下される当該穀類等の検査と同時に後港に卸下される同一の穀類等の検査を実施することをいう。</u> なお、一港検査方式は、以下の条件をすべて満たす場合に行うものとする。 <u>(1) 当該穀類等を輸入しようとするすべての者の一港検査方式をとることについての同意があること。</u> <u>(2) 先港において卸下が行われ、かつ、同一穀類等が収容されているすべてのハッチについて検査が可能であること。</u> <u>(3) 同一穀類等が収容されているハッチのうち少なくとも1ハッチは一部卸下された時点の検査が可能であること。</u> <u>6 [略] [条項移動]</u> <u>[新設]</u> <u>7 電子情報処理組織を使用して行われる検査申請手続等については、この要綱に定めるもののほか、「電子情報処理組織による輸入検査関係事務手続要領」（平成9年3月31日付け9農産第232/号農産園芸局長通達）に基づき実施するものとする。</u>	<u>4 [略]</u>

改 正 後	現 行
(検査申請書の提出) 第2 規則第10条の規定による検査申請書(規則第4号様式)の提出は、規則第6条第1項第1号に掲げる港(以下「指定港」という。)において穀類等を輸入しようとする者については本船の入港後<u>遅滞なく</u>、規則第6条第2項第1号に掲げる港(以下「特定港」という。)において穀類等を輸入しようとする者については、本船の入港予定期日の7日前までに、当該港における輸入穀類等の検査を担当する<u>植物防疫所</u>に対して行わせるものとする。 [新設] 2 <u>一港検査方式を行う場合には、植物防疫官は、先港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者に、当該先港に本船の入港後遅滞</u>	(検査申請書の提出) 第2 規則第10条の規定による検査申請書(規則第4号様式)の提出は、規則第6条第1項第1号に掲げる港(以下「指定港」という。)において穀類等を輸入しようとする者については本船の入港後<u>遅滞なく</u>規則第6条第2項第1号に掲げる港(以下「特定港」という。)において穀類等を輸入しようとする者については、本船の入港予定期日の7日前までに、当該港における輸入穀類等の検査を担当する<u>植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)</u>に対して行わせるものとする。

改 正 後	現 行
<u>なく、当該穀類等に係る前項の検査申請書のほか、一港検査願（別記様式1）、荷捌き計画書及び揚げ港別の本船積付け明細書を先港を担当する植物防疫所に提出させ、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者に、先港での検査の前に前項の検査申請書のほか一港検査願を、また、当該後港に本船が入港後遅滞なく荷捌き計画書を後港を担当する植物防疫所に提出させるものとする。</u> <u>後港を担当する植物防疫所は、後港で卸下する穀類等の輸入者又は管理者から検査申請書及び一港検査願が提出されていることを先港を担当する植物防疫所に通報し、一港検査願の写し（ファックスを含む。）を送付する。</u> <u>3 〔略〕〔条項移動〕</u> （輸入業務の委任） 第3 植物防疫官は、穀類等を輸入した者（以下「輸入者」という。）が<u>検査の申請</u>、規則第12条の措置又は法第9条第1項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）には、当該輸入者に当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。	<u>2 〔略〕</u> （輸入業務の委任） 第3 植物防疫官は、穀類等を輸入した者（以下「輸入者」という。）が<u>法第8条第1項若しくは第3項の検査（以下「検査」という。）の申請</u>、規則第12条の措置又は法第9条第1項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）には、当該輸入者に当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。

改 正 後	現 行
(検査の通知) 第4 植物防疫官は、第2の検査申請書を受理したときは、規則第11条の規定に基づき、輸入者又は管理者に対し、すみやかに検査を行う期日及び場所を通知しなければならない。 (検査の時期) 第5 検査は、本船においてハッチを開いた直後及び卸下終了直前に実施するものとする。ただし、やむをえない理由により、ハッチを開いた直後及び卸下終了前に検査を行い得なかった場合は、はしけ又は倉庫内において行うことができる。 <u>また、一港検査方式を行う場合には、少なくとも1ハッチは一部卸下された時点で全ハッチにおける同一穀類等の検査を実施するものとする。</u> (検査の方法) 第8 検査は、次の方法により行うものとする。 (1) ハッチ内の検査 ア [略] イ 卸下終了前の検査 ハッチを開いた直後の検査に準じて行う。ただし、前号	(検査の通知) 第4 植物防疫官は、第2の検査申請書を受理したときは、規則第11条の規定に基づき、輸入者又は管理者に対し、すみやかに検査を行う期日及び場所を通知しなければならない。 (検査の時期) 第5 検査は、本船においてハッチを開いた直後及び卸下終了直前に実施するものとする。ただし、やむをえない理由により、ハッチを開いた直後及び卸下終了前に検査を行い得なかった場合は、はしけ又は倉庫内において行うことができる。 (検査の方法) 第8 検査は、次の方法により行うものとする。 (1) ハッチ内の検査 ア [略] イ 卸下終了前の検査 ハッチを開いた直後の検査に準じて行う。ただし、前号

改 正 後	現 行
の検査において<u>検疫有害動植物</u>の付着を認めたとき又は当該穀類等に輸出国の検疫証明書若しくは消毒証明書の添付されているときはこの検査は省略することができる。 (不合格の通知) 第10 植物防疫官は、検査の結果、当該穀類等に<u>検疫有害動植物</u>があると認めたときは、これを不合格として、<u>直ちに</u>その旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、当該穀類等を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。 2 [略] 3 第1項の場合において、植物防疫官は、輸入者又は管理者にその消毒又は廃棄の実施に先だって、消毒(廃棄)計画書(別記様式2)を2部提出させ、その適否について認定するものとする。ただし、第13第1項ただし書を適用する場合はこの限りでない。 (検査結果の通報) 第11 同一本船に積載されている穀類等を<u>2港</u>以上の港に輸入する場合においては、先港における穀類等の検査を実施した植物防疫官は、その結果を遅滞なく後港における検疫を担当する植	の検査において<u>有害動物又は有害植物</u>の付着を認めたとき又は当該穀類等に輸出国の検疫証明書若しくは消毒証明書の添付されているときはこの検査は省略することができる。 (不合格の通知) 第10 植物防疫官は、検査の結果、当該穀類等に<u>有害動物又は有害植物</u>があると認めたときは、これを不合格として、<u>ただちに</u>その旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、当該穀類等を消毒し、又は廃棄すべきことを命じなければならない。 2 [略] 3 第1項の場合において、植物防疫官は、輸入者又は管理者にその消毒又は廃棄の実施に先だって、消毒(廃棄)計画書(別記様式1)を2部提出させ、その適否について認定するものとする。ただし、第13第1項ただし書を適用する場合はこの限りでない。 (検査結果の通報) 第11 同一本船に積載されている穀類等を<u>二港</u>以上の港に輸入する場合においては、先港における穀類等の検査を実施した植物防疫官は、その結果を遅滞なく後港における検疫を担当する植

改 正 後	現 行
物防疫所にファックその他の方法で通報するものとする。 (消毒を行う場所) 第13 消毒を行う場所は、当該穀類等を検査した指定港若しくは特定港の港域内又は港頭地域内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書(別記様式3)の提出があった場合において、植物防疫官は、次に掲げる各号のすべてに該当し、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、<u>これを行わせることができる。</u> (1) [略] (2) 輸送中に<u>検疫有害動植物</u>の分散を防止する措置がとられること。 (3) [略] (4) [略] (消毒効果の確認) 第18 1 [略] 2 くん蒸による消毒効果の確認は、供試虫の生死の確認により	物防疫所に電報その他の方法で通報するものとする。 (消毒を行う場所) 第13 消毒を行う場所は、当該穀類等を検査した指定港若しくは特定港の港域内又は港頭地域内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書(別記様式2)の提出があった場合において、植物防疫官は、次に掲げる各号のすべてに該当し、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、<u>植物防疫所長(植物防疫事務所長並びに支所長及び出張所長を含む。)</u>の許可を得てこれを承認することができる。 (1) [略] (2) 輸送中に<u>有害動物又は有害植物</u>の分散を防止する措置がとられること。 (3) [略] (4) [略] (消毒効果の確認) 第18 1 [略] 2 くん蒸による消毒効果の確認は、供試虫の生死の確認により

改 正 後	現 行
行うものとする。ただし、植物防疫官が、くん蒸剤等、くん蒸倉庫等、穀類等並びに<u>検疫有害動植物</u>の種類等の諸事情を勘案して、その必要を認めなかった場合は、残存ガス濃度の測定によることができる。 3 植物防疫官は、第1項の確認の結果、なお<u>検疫有害動植物</u>があると認めたときは、輸入者又は管理者に対し、再消毒又は廃棄を行わせなければならない。 (輸入認可証明書の交付) 第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、穀類等輸入認可証明書(別記様式4の(イ))を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印(別記様式4の(ロ))を押印した第2の検査証明書の写しをもって穀類等輸入認可証明書に替えることができる。 (1) [略] (2) <u>第13第1項のただし書きに該当する場合</u> (3) [略] (4) [略]	行うものとする。ただし、植物防疫官が、くん蒸剤等、くん蒸倉庫等、穀類等並びに<u>有害動物及び有害植物</u>の種類等の諸事情を勘案して、その必要を認めなかった場合は、残存ガス濃度の測定によることができる。 3 植物防疫官は、第1項の確認の結果、なお<u>有害動物又は有害植物</u>があると認めたときは、輸入者又は管理者に対し、再消毒又は廃棄を行わせなければならない。 (輸入認可証明書の交付) 第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から、次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、穀類等輸入認可証明書(別記様式3の(イ))を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印(別記様式3の(ロ))を押印した第2の検査証明書の写しをもって穀類等輸入認可証明書に替えることができる。 (1) [略] (2) <u>第13第1項ただし書きの場所において消毒を行う場合で、植物防疫官により同項の輸送後消毒申請書が承認された場合</u> (3) [略] (4) [略]

改 正 後	現 行
2 <u>一港検査方式を行う場合で、後港において穀類等輸入認可証明書を交付するときは、先港で検査を行った植物防疫官が当該証明書を作成して先港で交付するか、後港を担当する植物防疫所に送付し、後港で交付する。植物輸入認可証印を押印するときは、後港で第2の検査証明書に押印する。</u>	
(合格の証明) 第22 植物防疫官は、第9の規定により当該穀類等を合格としたときは、法第9条第4項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。 2 <u>一港検査方式を適用した場合で、後港において合格の証明をするときは、規則第7号様式(イ)の証印により行う場合は、本船の後港への入港後に後港を担当する植物防疫所から交付し、同様式(ロ)又は(ハ)の証明書で行う場合は先港で検査を行った植物防疫官が当該証明書を作成して後港を担当する植物防疫所に送付し後港で交付するものとする。</u>	(合格の証明) 第22 植物防疫官は、第9の規定により当該穀類等を合格としたときは、法第9条第4項及び規則第19条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

改 正 後	現 行
第24 植物防疫所長は、第13ただし書を適用した場合において、次の各号に該当するときは、<u>別記様式5</u>により農産園芸局長に報告するものとする。 〔略〕	第24 植物防疫所長は、第13ただし書を適用した場合において、次の各号に該当するときは、<u>別記様式4</u>により農産園芸局長に報告するものとする。 〔略〕

改 正 後

別表2 (第12関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準
(1) 倉庫48時間くん蒸

(薬量の単位: グラム/内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	かくはん装置の有無	穀類等の収容比 (t/m³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			穀A量	A量	B量	C量	穀A量	A量	B量	C量	穀A量	A量	B量	C量
袋詰めされた米, 麦, えんどう, コブラ, コア豆, コーヒー豆, こしょう等 (粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物 (コクジツセンチュウを除く。)	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	12 14 17 20 16 18 21 25 19 21 26 30				11 12 14 16 13 15 18 21 15 17 21 24				8 9 10 12 10 11 13 15 12 13 15 18			
	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	18 18 21 25 21 21 26 30 25 25 30 35				15 15 18 21 17 17 21 24 20 20 24 28				11 11 13 15 13 13 15 18 15 15 18 21			
	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	16 18 21 25 19 21 26 30 25 28 34 39				13 15 18 21 15 17 21 24 20 23 27 32				10 11 13 15 12 13 15 18 15 17 21 24			
袋詰めされたとうもろこし, きび, もろこし等 (粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物 (コクジツセンチュウを除く。)	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	21 21 26 30 28 28 34 39 35 35 42 49				17 17 21 24 23 23 27 32 29 29 35 41				13 13 15 18 17 17 21 24 21 21 26 30			
	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	19 21 26 30 22 25 30 35 31 35 42 49				15 17 21 24 18 20 24 28 26 29 35 41				12 13 15 18 13 15 18 21 19 21 26 30			
	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	25 25 30 35 35 35 42 49 49 49 59 69				20 20 24 28 29 29 35 41 40 40 48 56				15 15 18 21 21 21 26 30 29 29 35 41			
袋詰めされたそば, ひまの種子及びべにばなの種子並びに米, とうもろこし, だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物 (コクジツセンチュウを除く。)	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	25 28 34 39 31 35 42 49 38 42 51 59				20 23 27 32 26 29 35 41 30 34 41 48				15 17 21 24 19 21 26 30 22 25 30 35			
	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	35 35 42 49 42 42 51 59 49 49 59 69				29 29 35 41 34 34 41 48 40 40 48 56				21 21 26 30 25 25 30 35 29 29 35 41			
	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	25 28 34 39 31 35 42 49 38 42 51 59				20 23 27 32 26 29 35 41 30 34 41 48				15 17 21 24 19 21 26 30 22 25 30 35			

現 行

別表2 (第12関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準
(1) 倉庫48時間くん蒸

(薬量の単位: グラム/内容積1立方メートル)

有害動物の種類	かくはん装置の有無	穀類等の収容比 (t/m³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			穀A量	A量	B量	C量	穀A量	A量	B量	C量	穀A量	A量	B量	C量
袋詰めされた米, 麦, えんどう, コブラ, コア豆, コーヒー豆, こしょう等 (粉状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物 (コクジツセンチュウを除く。)	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	12 14 17 20 16 18 21 25 19 21 26 30				11 12 14 16 13 15 18 21 15 17 21 24				8 9 10 12 10 11 13 15 12 13 15 18			
	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	18 18 21 25 21 21 26 30 25 25 30 35				15 15 18 21 17 17 21 24 20 20 24 28				11 11 13 15 13 13 15 18 15 15 18 21			
	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	16 18 21 25 19 21 26 30 25 28 34 39				13 15 18 21 15 17 21 24 20 23 27 32				10 11 13 15 12 13 15 18 15 17 21 24			
袋詰めされたとうもろこし, きび, もろこし等 (粉状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物 (コクジツセンチュウを除く。)	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	21 21 26 30 28 28 34 39 35 35 42 49				17 17 21 24 23 23 27 32 29 29 35 41				13 13 15 18 17 17 21 24 21 21 26 30			
	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	19 21 26 30 22 25 30 35 31 35 42 49				15 17 21 24 18 20 24 28 26 29 35 41				12 13 15 18 13 15 18 21 19 21 26 30			
	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	25 25 30 35 35 35 42 49 49 49 59 69				20 20 24 28 29 29 35 41 40 40 48 56				15 15 18 21 21 21 26 30 29 29 35 41			
袋詰めされた大豆, いんげん, らっかせい等 (粉状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物 (コクジツセンチュウを除く。)	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	19 21 26 30 22 25 30 35 31 35 42 49				15 17 21 24 18 20 24 28 26 29 35 41				12 13 15 18 13 15 18 21 19 21 26 30			
	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	25 25 30 35 35 35 42 49 49 49 59 69				20 20 24 28 29 29 35 41 40 40 48 56				15 15 18 21 21 21 26 30 29 29 35 41			
	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	25 28 34 39 31 35 42 49 38 42 51 59				20 23 27 32 26 29 35 41 30 34 41 48				15 17 21 24 19 21 26 30 22 25 30 35			
袋詰めされたそば, ひまの種子及び紅花の種子並びに米, とうもろこし, 大豆等の粉状及びかす状のものに付着する有害動物 (コクジツセンチュウを除く。)	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	35 35 42 49 42 42 51 59 49 49 59 69				29 29 35 41 34 34 41 48 40 40 48 56				21 21 26 30 25 25 30 35 29 29 35 41			
	有	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	25 28 34 39 31 35 42 49 38 42 51 59				20 23 27 32 26 29 35 41 30 34 41 48				15 17 21 24 19 21 26 30 22 25 30 35			
	無	0.29以下 0.3 ~0.49 0.5 以上	35 35 42 49 42 42 51 59 49 49 59 69				29 29 35 41 34 34 41 48 40 40 48 56				21 21 26 30 25 25 30 35 29 29 35 41			

改 正 後

(2) 倉庫72時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	かくはん装置の有無	穀類等の収容比 (t/m ³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、コア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	12 14 17 19 16 18 21 24 19 21 26 29	10 11 13 15 12 14 17 20 14 16 20 22	7 8 9 11 9 10 12 14 11 12 14 16									
	無	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	18 18 21 24 21 21 26 29 24 24 29 34	14 14 17 20 16 16 20 22 19 19 22 26	10 10 12 14 12 12 14 16 14 14 16 19									
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	16 18 21 24 19 21 26 29 24 27 33 38	12 14 17 20 14 16 20 22 19 21 25 30	9 10 12 14 11 12 14 16 14 15 19 22									
	無	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	21 21 26 29 27 27 33 38 34 34 41 48	16 16 20 22 21 21 25 30 27 27 32 38	12 12 14 16 15 15 19 22 19 19 23 27									
袋詰めされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	19 21 26 29 21 24 29 34 30 34 41 48	14 16 20 22 17 19 22 26 25 27 32 38	11 12 14 16 12 14 16 19 18 19 23 27									
	無	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	24 24 29 34 34 34 41 48 48 48 57 67	19 19 22 26 27 27 32 38 37 37 44 52	14 14 16 19 19 19 23 27 26 26 32 37									
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	25 28 34 39 31 35 42 49 38 42 51 59	20 23 27 32 26 29 35 41 30 34 41 48	15 17 21 24 19 21 26 30 22 25 30 35									
	無	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	35 35 42 49 42 42 51 59 49 49 59 69	29 29 35 41 34 34 41 48 40 40 48 56	21 21 26 30 25 25 30 35 29 29 35 41									

現 行

(2) 倉庫72時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

有害動物の種類	かくはん装置の有無	穀類等の収容比 (t/m ³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、コア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	12 14 17 19 16 18 21 24 19 21 26 29	10 11 13 15 12 14 17 20 14 16 20 22	7 8 9 11 9 10 12 14 11 12 14 16									
	無	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	18 18 21 24 21 21 26 29 24 24 29 34	14 14 17 20 16 16 20 22 19 19 22 26	10 10 12 14 12 12 14 16 14 14 16 19									
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	16 18 21 24 19 21 26 29 24 27 33 38	12 14 17 20 14 16 20 22 19 21 25 30	9 10 12 14 11 12 14 16 14 15 19 22									
	無	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	21 21 26 29 27 27 33 38 34 34 41 48	16 16 20 22 21 21 25 30 27 27 32 38	12 12 14 16 15 15 19 22 19 19 23 27									
袋詰めされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	19 21 26 29 21 24 29 34 30 34 41 48	14 16 20 22 17 19 22 26 25 27 32 38	11 12 14 16 12 14 16 19 18 19 23 27									
	無	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	24 24 29 34 34 34 41 48 48 48 57 67	19 19 22 26 27 27 32 38 37 37 44 52	14 14 16 19 19 19 23 27 26 26 32 37									
袋詰めされたそば、ひまの種子及び紅花の種子並びに米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状のものに付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	25 28 34 39 31 35 42 49 38 42 51 59	20 23 27 32 26 29 35 41 30 34 41 48	15 17 21 24 19 21 26 30 22 25 30 35									
	無	0.29以下 0.3～0.49 0.5以上	35 35 42 49 42 42 51 59 49 49 59 69	29 29 35 41 34 34 41 48 40 40 48 56	21 21 26 30 25 25 30 35 29 29 35 41									

改正後

(3) 倉庫24時間くん蒸

(かくはん装置のある場合に限る。)

(乗量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	穀類等の収容比 (t/m ³)	温度及び倉庫の等級											
		10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
		特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量
袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、コア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	23	25	28	30	19	20	22	24	14	15	16	18
	0.3～0.49	26	28	31	34	21	23	25	27	16	17	19	20
	0.5以上	33	35	39	42	27	29	32	35	20	21	23	25
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	26	28	31	34	21	23	25	27	16	17	19	20
	0.3～0.49	30	32	35	38	24	26	28	31	18	19	21	23
	0.5以上	39	42	47	51	32	34	38	41	23	25	28	30
袋詰めされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	30	32	35	38	24	26	28	31	18	19	21	23
	0.3～0.49	33	35	39	42	27	29	32	35	20	21	23	25
	0.5以上	46	49	54	59	38	40	44	48	27	29	32	35
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	40	42	47	51	32	34	38	41	23	25	28	30
	0.3～0.49	46	49	54	59	38	40	44	48	27	29	32	35
	0.5以上	53	56	62	67	42	45	50	54	31	33	37	40

現行

(3) 倉庫24時間くん蒸

(かくはん装置のある場合に限る。)

(乗量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

有害動物の種類	穀類等の収容比 (t/m ³)	温度及び倉庫の等級											
		10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
		特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量
袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、コア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	23	25	28	30	13	14	15	17	10	11	12	13
	0.3～0.49	26	28	31	34	15	16	18	19	11	12	13	14
	0.5以上	33	35	39	42	19	20	22	25	14	15	16	18
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	23	25	28	30	19	20	22	24	14	15	16	18
	0.3～0.49	26	28	31	34	21	23	25	27	16	17	19	20
	0.5以上	33	35	39	42	27	29	32	35	20	21	23	25
袋詰めされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	26	28	31	34	15	16	18	19	11	12	13	14
	0.3～0.49	30	32	35	38	17	18	20	22	12	13	15	16
	0.5以上	39	42	47	51	22	24	27	29	17	18	20	21
袋詰めされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	26	28	31	34	21	23	25	27	16	17	19	20
	0.3～0.49	30	32	35	38	24	26	28	31	18	19	21	23
	0.5以上	39	42	47	51	32	34	38	41	23	25	28	30
袋詰めされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	30	32	35	38	17	18	20	21	12	13	15	16
	0.3～0.49	33	35	39	42	19	20	23	25	14	15	16	18
	0.5以上	46	49	54	59	26	28	31	34	19	20	23	25
袋詰めされたそば、ひまの種子及び紅花の種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	30	32	35	38	24	26	28	31	18	19	21	23
	0.3～0.49	33	35	39	42	27	29	32	35	20	21	23	25
	0.5以上	46	49	54	59	38	40	44	48	27	29	32	35
袋詰めされたそば、ひまの種子及び紅花の種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	40	42	47	51	22	24	27	29	17	18	20	21
	0.3～0.49	46	49	54	59	26	28	31	34	19	20	23	25
	0.5以上	53	56	62	67	30	32	35	38	21	23	26	28
袋詰めされたそば、ひまの種子及び紅花の種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.29以下	40	42	47	51	32	34	38	41	23	25	28	30
	0.3～0.49	46	49	54	59	38	40	44	48	27	29	32	35
	0.5以上	53	56	62	67	42	45	50	54	31	33	37	40

改 正 後

(4) サイロ48時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検査有害動物の種類	循環装置 の有無	穀類等の収 容比 (t/m³)	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検査有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	18 27	20 29	23 33	28 41	15 22	17 24	20 28	24 34	11 16	12 18	14 21	17 25
	無	—	—	49	49	49	—	41	41	41	—	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検査有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	22 36	24 39	28 45	34 55	18 29	20 32	23 37	28 45	14 22	15 24	17 28	21 34
	無	—	—	66	66	66	—	54	54	54	—	41	41	41
ばら積みされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検査有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	26 39	28 42	33 49	40 59	21 31	23 34	27 40	33 48	15 23	17 25	20 29	24 35
	無	—	—	71	71	71	—	58	58	58	—	43	43	43

現 行

(4) サイロ48時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

有害動物の種類	循環装置 の有無	穀類等の収 容比 (t/㎡)	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	18 27	20 29	23 33	28 41	15 22	17 24	20 28	24 34	11 16	12 18	14 21	17 25
	無	—	—	49	49	49	—	41	41	41	—	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	22 36	24 39	28 45	34 55	18 29	20 32	23 37	28 45	14 22	15 24	17 28	21 34
	無	—	—	66	66	66	—	54	54	54	—	41	41	41
ばら積みされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	26 39	28 42	33 49	40 59	21 31	23 34	27 40	33 48	15 23	17 25	20 29	24 35
	無	—	—	71	71	71	—	58	58	58	—	43	43	43

改 正 後

(5) サイロ72時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	循環装置 の有無	穀類等の収 容比 (t/m ³)	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	17 26	19 28	23 33	28 41	14 20	16 22	20 28	24 34	10 15	11 16	14 21	17 25
	無	—	—	49	49	49	—	41	41	41	—	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	21 35	23 38	28 45	34 55	17 27	19 30	23 37	28 45	13 20	14 22	17 28	21 34
	無	—	—	66	66	66	—	54	54	54	—	41	41	41
ばら積みされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	25 38	27 41	33 49	40 59	20 28	22 31	27 40	33 48	14 21	16 23	20 29	24 35
	無	—	—	71	71	71	—	58	58	58	—	43	43	43

現 行

(5) サイロ72時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

有害動物の種類	循環装置 の有無	穀類等の収 容比 (t/m ³)	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量	特A量	A量	B量	C量
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	17 26	19 28	23 33	28 41	14 20	16 22	20 28	24 34	10 15	11 16	14 21	17 25
	無	—	—	49	49	49	—	41	41	41	—	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	21 35	23 38	28 45	34 55	17 27	19 30	23 37	28 45	13 20	14 22	17 28	21 34
	無	—	—	66	66	66	—	54	54	54	—	41	41	41
ばら積みされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.29以下 0.3 以上	25 38	27 41	33 49	40 59	20 28	22 31	27 40	33 48	14 21	16 23	20 29	24 35
	無	—	—	71	71	71	—	58	58	58	—	43	43	43

改 正 後

(6) サイロ24時間くん蒸
(循環装置のある場合に限る。) (乗量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検 疫 有 害 動 物 の 種 類	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級		
	10度未満	10度以上20度未満	20度以上
	特A量 A量 B量 C量	特A量 A量 B量 C量	特A量 A量 B量 C量
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	45 49 56 69	38 41 47 57	27 29 33 41
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54 59 68 83	44 48 55 67	32 35 40 49
ばら積みされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54 59 68 83	44 48 55 67	32 35 40 49

(7) 【略】

(8) 【略】

現 行

(6) サイロ24時間くん蒸
(循環装置のある場合に限る。) (乗量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

有 害 動 物 の 種 類	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級		
	10度未満	10度以上20度未満	20度以上
	特A量 A量 B量 C量	特A量 A量 B量 C量	特A量 A量 B量 C量
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	45 49 56 69	27 29 33 40	18 20 23 29
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	45 49 56 69	38 41 47 57	27 29 33 41
ばら積みされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54 59 68 83	31 34 39 47	23 25 28 34
ばら積みされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54 59 68 83	44 48 55 67	32 35 40 49
ばら積みされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54 59 68 83	38 41 47 57	28 30 34 42
ばら積みされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に附着する有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54 59 68 83	44 48 55 67	32 35 40 49

(7) 【略】

(8) 【略】

改 正 後	現 行
1～4 [略] 5 ヒメアカカツオブシムシが付着している場合は、<u>各表</u>に掲げる薬量の2倍の薬量を用いるものとする。 6 [略] 7 各表における異なる種類区分に属する<u>検疫有害動物</u>が付着している穀類等を収容している場合であって、それらの穀類等の中で最も収着性が高い穀類等の収容比が$0.05\text{t}/\text{m}^3$以上のときは最も大きい収着性を持つ穀類等に付着する<u>検疫有害動物</u>の薬量を用いる。ただし、消毒を命令した穀類等が最も収着性が高い穀類等である場合は、その収容比のいかんにかかわらず、その穀類等に付着する<u>検疫有害動物</u>の薬量を用いるものとする。 8 (1)、(2)及び(3)において、穀類等の収容比が$0.029\text{t}/\text{m}^3$以下の場合には、穀類等の種類によらず、各表「袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）」に付着する<u>検疫有害動物</u>（コクジツセンチュウを除く。）の項のうち穀類等の収容比「$0.29\text{t}/\text{m}^3$以下」の項に掲げる薬量を用いるものとする。	1～4 [略] 5 ヒメアカカツオブシムシが付着している場合は、<u>((3)及び(6)にあつては、「コクゾウムシ及びコクゾウムシ以外の有害動物」の項)</u>に掲げる薬量の2倍の薬量を用いるものとする。 6 [略] 7 各表における異なる種類区分に属する<u>有害動物</u>が付着している穀類等を収容している場合であって、それらの穀類等の中で最も収着性が高い穀類等の収容比が$0.05\text{t}/\text{m}^3$以上のときは最も大きい収着性を持つ穀類等に付着する<u>有害動物</u>の薬量を用いる。ただし、消毒を命令した穀類等が最も収着性が高い穀類等である場合は、その収容比のいかんにかかわらず、その穀類等に付着する<u>有害動物</u>の薬量を用いるものとする。 8 (1)、(2)及び(3)において、穀類等の収容比が$0.029\text{t}/\text{m}^3$以下の場合には、穀類等の種類によらず、各表「袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）」に付着する<u>有害動物</u>（コクジツセンチュウを除く。）の項のうち穀類等の収容比「$0.29\text{t}/\text{m}^3$以下」の項に掲げる薬量を用いるものとする。

改 正 後

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(1) 倉庫くん蒸 (燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積 1 立方メートル)

検疫有害動物の種類	倉庫の等級	薬量	温 度	くん蒸時間	摘 要
袋詰めされた米、麦、とうもろこし、だいず、コブラ等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。）	特A級 A 級	0.5	5度以上10度未満	7日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤又は粒剤を均等に配置すること。
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
	B 級	0.75	5度以上10度未満	7日間	
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
	C 級	1.0	5度以上10度未満	7日間	
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	

(2) サイロくん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積 1 立方メートル)

検疫有害動物の種類	サイロの等級	薬量	温 度	くん蒸時間	摘 要
ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。）	特A級	2.0	5度以上7度未満	7~9日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、錠剤又は粒剤を自動投入機により均等に混入させること。人手等により投薬する場合は穀層の厚さ50センチメートル又はそれ以下ごとに錠剤又は粒剤を均等に混入させること。いずれの場合も穀層上部空間に対し、1立方メートル当たり0.5グラムを穀層表面に均等に配置させること。
	A 級		7度以上10度未満	6~8日間	
	B 級		10度以上15度未満	5~7日間	
	C 級		15度以上20度未満	4~6日間	
			20度以上	3~5日間	

(3) [略]

(4) [略]

現 行

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(1) 倉庫くん蒸 (燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積 1 立方メートル)

有害動物の種類	倉庫の等級	薬量	温 度	くん蒸時間	摘 要
袋詰めされた米、麦、とうもろこし、大豆、コブラ等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する有害動物（グラナリアコクゾウムシ、コクゾウムシ、コクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。）	特A級 A 級	0.5	5度以上10度未満	7日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤又は粒剤を均等に配置すること。
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
	B 級	0.75	5度以上10度未満	7日間	
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
	C 級	1.0	5度以上10度未満	7日間	
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	

(2) サイロくん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積 1 立方メートル)

有害動物の種類	サイロの等級	薬量	温 度	くん蒸時間	摘 要
ばら積みされた米、麦、とうもろこし、大豆等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する有害動物（グラナリアコクゾウムシ、コクゾウムシ、コクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。）	特A級	2.0	5度以上7度未満	7~9日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、錠剤又は粒剤を自動投入機により均等に混入させること。人手等により投薬する場合は穀層の厚さ50センチメートル又はそれ以下ごとに錠剤又は粒剤を均等に混入させること。いずれの場合も穀層上部空間に対し、1立方メートル当たり0.5グラムを穀層表面に均等に配置させること。
	A 級		7度以上10度未満	6~8日間	
	B 級		10度以上15度未満	5~7日間	
	C 級		15度以上20度未満	4~6日間	
			20度以上	3~5日間	

(3) [略]

(4) [略]

改 正 後	現 行																		
[注] 月別の概略的温度区分 [表略] ただし、(1)の倉庫くん蒸の場合は、当分の間、『1 臭化メチルによる消毒方法の基準』の〔注〕4の月別の概略的温度区分を準用する。 [削る]	[注] 月別の概略的温度区分 [表略] ただし、(1)の倉庫くん蒸の場合は、当分の間、『1 臭化メチルによる消毒方法の基準』の〔注〕1を準用する。																		
3. [略] [条項移動]	3 クロールピクリンによる消毒方法の基準 (薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル) <table><tr><th rowspan="2">有害動物又は有害植物の種類</th><th rowspan="2">くん蒸時間</th><th colspan="3">倉庫の等級</th></tr><tr><th>A級</th><th>B級</th><th>C級</th></tr><tr><td>穀類等に付着する有害動物</td><td>72時間</td><td>32.5</td><td>40.0</td><td>45.0</td></tr><tr><td>穀類等に混入している微基の土の中に せい息する有害動物又は有害植物</td><td>120時間</td><td>48.5</td><td>52.0</td><td>56.5</td></tr></table>	有害動物又は有害植物の種類	くん蒸時間	倉庫の等級			A級	B級	C級	穀類等に付着する有害動物	72時間	32.5	40.0	45.0	穀類等に混入している微基の土の中に せい息する有害動物又は有害植物	120時間	48.5	52.0	56.5
有害動物又は有害植物の種類	くん蒸時間			倉庫の等級															
		A級	B級	C級															
穀類等に付着する有害動物	72時間	32.5	40.0	45.0															
穀類等に混入している微基の土の中に せい息する有害動物又は有害植物	120時間	48.5	52.0	56.5															
4 高熱による消毒方法の基準 <table><tr><th>穀類等又は検査有害動物 若しくは検査有害植物の種類</th><th>処 理</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="3">穀類等に付着するコクジセンチュウ又は検査有害植物</td><td>100度以上 120度未満で20分以上加熱</td><td rowspan="3">麦角の場合は、200度以上で 2分間加熱後粉砕（割砕及び ばん砕を含む。）を含む。</td></tr><tr><td>120度以上で10分以上加熱</td></tr><tr><td>焼却</td></tr></table>	穀類等又は検査有害動物 若しくは検査有害植物の種類	処 理	摘 要	穀類等に付着するコクジセンチュウ又は検査有害植物	100度以上 120度未満で20分以上加熱	麦角の場合は、200度以上で 2分間加熱後粉砕（割砕及び ばん砕を含む。）を含む。	120度以上で10分以上加熱	焼却	4 二酸化炭素による消毒方法の基準 5 高熱による消毒方法の基準 <table><tr><th>穀類等又は有害動物若しくは 有害植物の種類</th><th>処 理</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="3">穀類等に付着するコクジセンチュウ又は有害植物</td><td>100度以上 120度未満で20分以上加熱</td><td rowspan="3">麦角の場合は、200度以上で 2分間加熱後粉砕（割砕及び ばん砕を含む。）を含む。</td></tr><tr><td>120度以上で10分以上加熱</td></tr><tr><td>焼却</td></tr></table>	穀類等又は有害動物若しくは 有害植物の種類	処 理	摘 要	穀類等に付着するコクジセンチュウ又は有害植物	100度以上 120度未満で20分以上加熱	麦角の場合は、200度以上で 2分間加熱後粉砕（割砕及び ばん砕を含む。）を含む。	120度以上で10分以上加熱	焼却		
穀類等又は検査有害動物 若しくは検査有害植物の種類	処 理	摘 要																	
穀類等に付着するコクジセンチュウ又は検査有害植物	100度以上 120度未満で20分以上加熱	麦角の場合は、200度以上で 2分間加熱後粉砕（割砕及び ばん砕を含む。）を含む。																	
	120度以上で10分以上加熱																		
	焼却																		
穀類等又は有害動物若しくは 有害植物の種類	処 理	摘 要																	
穀類等に付着するコクジセンチュウ又は有害植物	100度以上 120度未満で20分以上加熱	麦角の場合は、200度以上で 2分間加熱後粉砕（割砕及び ばん砕を含む。）を含む。																	
	120度以上で10分以上加熱																		
	焼却																		

改 正 後

5 粉碎による消毒方法の基準

穀類等及び検査有害植物の種類	処 理	摘 要
麦類に付着する麦角	6つ割れ以上に粉碎又はばん砕	
穀類等に付着する菌核	10メッシュ以上に粉碎又はばん砕	

6 分散防止のための消毒方法の基準

検査有害植物の種類	処 理	摘 要
穀類等の荷役場所、はしけ、又はトラック等に付着する検査有害植物	次に掲げる方法のうちいずれかの方法による。 (1) 貯穀用除虫菊剤（ピレトリン0.08%、ピペロニルブトキシサイド1.2%含有のもの）を1平方メートル当たり5グラム以上散布 (2) 貯穀用マラソン剤（ジメチルジカルベトキシエチルジチオフォスフェート1%含有のもの）を1平方メートル当たり5グラム以上散布 (3) 貯穀用除虫菊乳剤（ピレトリン4%、ピペロニルブトキシサイド40%含有のもの）の40倍液を1平方メートル当たり100立方センチメートル以上散布 (4) 清掃後高熱処理による消毒方法を準用	
穀類等に付着する飛しょう性検査有害植物（小が類、マメゾウムシ類、ワタミヒゲナガゾウムシ等）	(1) 上記(1)、(2)又は(3)の処理 (2) 臭化メチルをくん蒸場所1立方メートル当たり24グラム11月～4月の間は32グラム）を使用し、24時間くん蒸 (3) DDVP（30%）を1立方メートル当たり0.1グラム以上を使用してくん煙	くん煙剤は、はしけでは使用しないこと。

7 選別による消毒方法の基準

検査有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要
穀類等に付着する麦角	麦角の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	選別した麦角及び菌核は、5又は6の消毒方法により消毒し、又は廃棄すること。
穀類等に付着する菌核	菌核の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	
穀類等に付着する堅黒穂病菌等	堅黒穂病菌（ <i>Ustilago hordei</i> 又は <i>U. kolleri</i> ）等の病穀類等の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病穀類等は、廃棄すること。
穀類等に付着するダイズ紫斑病菌等	ダイズ紫斑病菌等の病穀類等の混入率（重量比）が1%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病穀類等は、廃棄すること。
穀類等に付着又は混入する土壌	土壌の混入率（重量比）が2%以上あるときは、荷口全体の選別	選別した土壌は廃棄すること。

現 行

6 粉碎による消毒方法の基準

穀類等及び有害動物又は有害植物の種類	処 理	摘 要
麦類に付着する麦角	6つ割れ以上に粉碎又はばん砕	
穀類等に付着する菌核	10メッシュ以上に粉碎又はばん砕	

7 分散防止のための消毒方法の基準

有害動物又は有害植物の種類	処 理	摘 要
穀類等の荷役場所、はしけ、又はトラック等に付着する有害動物又は有害植物	次に掲げる方法のうちいずれかの方法による。 (1) 貯穀用除虫菊剤（ピレトリン0.08%、ピペロニルブトキシサイド1.2%含有のもの）を1平方メートル当たり5グラム以上散布 (2) 貯穀用マラソン剤（ジメチルジカルベトキシエチルジチオフォスフェート1%含有のもの）を1平方メートル当たり5グラム以上散布 (3) 貯穀用除虫菊乳剤（ピレトリン4%、ピペロニルブトキシサイド40%含有のもの）の40倍液を1平方メートル当たり100立方センチメートル以上散布 (4) 清掃後高熱処理による消毒方法を準用	
穀類等に付着する飛しょう性害虫（アカアシホシカムシ、小が類、マメゾウムシ類、ワタミヒゲナガゾウムシ等）	(1) 上記(1)、(2)又は(3)の処理 (2) 臭化メチルをくん蒸場所1立方メートル当たり24グラム11月～4月の間は32グラム）を使用し、24時間くん蒸 (3) DDVP（30%）を1立方メートル当たり0.1グラム以上を使用してくん煙	くん煙剤は、はしけでは使用しないこと。

8 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要
穀類等に付着する麦角	(1) 麦角（ <i>Claviceps gigantea</i> の麦角を除く。）の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別 (2) <i>Claviceps gigantea</i> の麦角の混入率（重量比）が0.01%以上あるときは、荷口全体の選別	選別した麦角及び菌核は、4又は5の消毒方法により消毒し、又は廃棄すること。
穀類等に付着する菌核	菌核の混入率（重量比）が0.01%以上あるときは、荷口全体の選別	
穀類等に付着する堅黒穂病菌等	堅黒穂病菌（ <i>Ustilago hordei</i> 又は <i>U. kolleri</i> ）等の病穀類等の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病穀類等は、廃棄すること。
穀類等に付着するダイズ紫斑病菌等	ダイズ紫斑病菌等の病穀類等の混入率（重量比）が1%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病穀類等は、廃棄すること。

改 正 後	現 行																														
[新設] 別記様式1 (第2関係) 年 月 日 (先港担当) 植物防疫(事務)所 (支所・出張所) 植物防疫官 殿 (輸入者又は管理者) 住 所 氏 名 (印) 一 港 検 査 願 *注 月 日 港入港予定 丸(号) 積載の下記穀類等について一港検査に よる検査結果の適用を受けたいので、提出します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">輸入者</th> <th style="width: 25%;">植物の種類・名称</th> <th style="width: 20%;">揚げ予定数量</th> <th style="width: 15%;">産地</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ローテーション — — — *注) 当該輸入者が植物を輸入しようとする港を記入する。	輸入者	植物の種類・名称	揚げ予定数量	産地	備考																										
輸入者	植物の種類・名称	揚げ予定数量	産地	備考																											

改 正 後	現 行
別記様式2 (第10関係) 消毒(廃棄)計画書 年 月 日 植物防疫所 (支 所) 出張所 植物防疫官 殿 住所 氏名 (印) 月 日 港入港 丸(号) 積穀類等は、検査の結果不合格となりましたが、下記により消毒(廃棄)したいので承認願います。 記 1～6 [略] 上記の計画により消毒(廃棄)を実施されたい。 年 月 日 植物防疫官 氏 名 (印)	別記様式1 (第10関係) 消毒(廃棄)計画書 昭和 年 月 日 植物防疫所 (支 所) 出張所 植物防疫官 殿 住所 氏名 (印) 月 日 港入港 丸(号) 積穀類等は、検査の結果不合格となりましたが、下記により消毒(廃棄)したいので承認願います。 記 1～6 [略] 上記の計画により消毒(廃棄)を実施されたい。 昭和 年 月 日 植物防疫官 氏 名 (印)

改 正 後	現 行
別記様式 3 (第13関係) 輸送後消毒申請書 年 月 日 植物防疫所 (支 所 出張所) 植物防疫官殿 住所 氏名 (印) 月 日 港入港 丸(号) 積穀類等は、下記により輸送して消毒 (廃棄) したいので、申請します。 記 1. [略] 2. 輸送期間 年 月 日から 年 月 日まで 3. [略] 4. [略] 5. 検疫有害動植物の分散防止方法 6. [略] 7. [略] 8. [略] 9. [略] 上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を管轄する植物防疫所に消毒 (廃棄) 計画書を提出して、計画の認定を受けること。 年 月 日 植物防疫官 氏 名 (印)	別記様式 2 (第13関係) 輸送後消毒申請書 昭和 年 月 日 植物防疫所 (支 所 出張所) 植物防疫官殿 住所 氏名 (印) 月 日 港入港 丸(号) 積穀類等は、下記により輸送して消毒 (廃棄) したいので、申請します。 記 1. [略] 2. 輸送期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 3. [略] 4. [略] 5. 有害動物または有害動植物の分散防止方法 6. [略] 7. [略] 8. [略] 9. [略] 上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を管轄する植物防疫所に消毒 (廃棄) 計画書を提出して、計画の認定を受けること。 昭和 年 月 日 植物防疫官 氏 名 (印)

改 正 後	現 行
別記様式 4 (第20関係) (イ) 穀類等輸入認可証明書 年 月 日 植物防疫所 (支 所 出張所) 植物防疫官 氏 名 (印) [略] (ロ) [略] 備考 (1) の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。 (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。	別記様式 3 (第20関係) (イ) 穀類等輸入認可証明書 昭和 年 月 日 植物防疫所 (支 所 出張所) 植物防疫官 氏 名 (印) [略] (ロ) [略] 備考 (1) の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。 (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。